

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

4 佐地環番 28-3 号
令和4年(2022年)8月18日

株式会社みすゞ工務店
代表取締役 前島 茂義 様

長野県佐久地域振興局長

令和4年7月5日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処理施設の変更許可、産業廃棄物処理施設設置許可)

(1) 氏名及び住所	株式会社みすゞ工務店 代表取締役 前島 茂義 長野県上田市仁古田1234番地5	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市御嶽堂字峠1816番1、1901番	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破碎)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	破碎する産業廃棄物 がれき類(特別管理産業廃棄物を除く。)	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	○産業廃棄物処理施設の変更許可 がれき類 304 t/日(38 t/h 8時間稼働) ○産業廃棄物処理施設設置許可 がれき類 2,576 t/日(322 t/h 8時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	設置場所の変更 上田市御嶽堂字峠 1816番1	上田市御嶽堂字峠 1901番
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 上田市御嶽堂自治会中山区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1 (5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲 並びにその根拠	(範囲) ・上田市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会 の開催日時及び場所	(日時) 令和4年9月17日(土)午後7時から (場所) 中山公民館(上田市御嶽堂1434番地1)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。